

保育所等利用調整基準

「基準点数一覧表」

番号	基準要件				基準	実 施 期 間		
	類 型	細 目						
1	労 働	外勤 (居宅外自営)	月 20 日以上かつ月 160 時間以上の労働に従事している		10	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで		
			月 15 日以上かつ月 120 時間以上 160 時間未満の労働に従事している		9			
			月 15 日以上かつ月 60 時間以上 120 時間未満の労働に従事している		8			
		居宅内自営	月 20 日以上かつ月 160 時間以上の労働に従事している		10			
			月 15 日以上かつ月 120 時間以上 160 時間未満の労働に従事している		9			
			月 15 日以上かつ月 60 時間以上 120 時間未満の労働に従事している		8			
2	求 職	就労内定 (採用予定証明書の提出あり)		保育実施月から月 15 日以上かつ、 月 60 時間以上の就労が確定している		※ 1	2ヶ月以内 ただし、育児休業制度がない等の理由により、出産前に退職した場合は、産後 8 週を経過した日の属する月の翌月から起算して 4ヶ月以内	
		就労未定 (採用予定証明書の提出なし)		求職のため昼間外出を常態としている		4		
3	出 産 ・ 疾 病 負 傷 ・ 障 害	出 産	予定月をはさんで産前8週から産後8週の属する月まで			7	産前産後8週以内	
		疾病・負傷	入 院	入院が確定している場合を含む			10	入院、療養を要しなくなる月の末日まで (最長当該年度末まで)
			居宅内療養	常時臥床	10			
				精神性・感染症	10			
				一般療養	8			
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳 A・B 精神福祉障害者手帳1級・2級・3級			10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の末日まで	
			身体障害者手帳3級			8		
			身体障害者手帳4級			6		
4	看 護 (介護)	病院・施設付添	週3日以上付添が必要			10	療養、通学を要しなくなる月の末日まで	
		施設送迎	週3日以上送迎が必要			8		
		自宅介護 (別居の児童の祖父母を含む)	重度のため常時観察と介護が必要			9		
			上記以外の観察と介護が必要			6		
5	災 害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合				10	当該年度末まで	
6	その他	就学 技能習得等	就職に必要な技能習得のため月16日以上かつ週16時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている			※ 1	就学または技能取得等の予定期間が満了する月の末日まで	
			通信制大学、通信教育(スクーリング必須)の学生である			3		
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けるとみとめられる場合				※ 2	保育に欠ける要件の無くなった月の末日まで	
		福祉事務所長が児童虐待又は配偶者からの暴力等により児童福祉の観点から特に保育が必要と認める場合				※ 2		

注:就労時間は、休憩時間を含みます。 ※1は、分類番号1を準用 ※2は、世帯状況等に応じて町長が別に定める。